

議案第2号

令和4年6月から令和5年3月までの間における市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

令和4年6月から令和5年3月までの間における市長及び副市長の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月6日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

令和4年6月から令和5年3月までの間における市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(給料の支給の特例)

第1条 市長及び副市長の令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間における給料の支給に当たっては、特別職の職員の給与に関する条例(昭和34年佐倉市条例第9号。以下「給与条例」という。)の規定にかかわらず、給与条例第3条第1号及び第2号に定める額(給与条例第5条第2項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算された額)から、当該額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 市長 100分の10

(2) 副市長 100分の5

(端数処理)

第2条 前条の規定により支給されることとされた額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。